建築物耐震診断判定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年12月25日法律第123号)の趣旨に基づき、建築物の耐震性及び安全性の向上を図るため一般財団法人群馬県建築構造技術センター(以下「当財団」という。)内に設置する建築物耐震診断判定委員会(以下「判定委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

- 第2条 判定委員会は、次に掲げる事項について審議する。
 - (1) 既存建築物の耐震診断及び補強計画の判定に関すること。
 - (2) その他建築物の耐震性の向上に関すること。

(組織)

- 第3条 判定委員会は、委員5人以上で組織する。(ア)
- 2 委員は、次に掲げる者の内から当財団理事長(以下「理事長」という。)が委嘱する。ただし、当財団の役職員である委員の数は全委員の半数未満とする。(イ)
 - (1) 学識経験者
 - (2) 建築物耐震診断実務経験者
 - (3) 当財団の役職員の内上記(1) 又は(2) と同等以上と認められる者(4)
- 3 委員は、非常勤とする。
- 4 委員長は、理事長が指名する。
- 5 委員長に事故があるときには、理事長があらかじめ指名する委員がその職務を代理 する。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における後任者の 任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第5条 判定委員会は、理事長が招集する。
- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 判定委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員があらかじめ判定委員会における権限を委任した場合は、当該委員は前項の出席をしたものとみなす。
- 5 判定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 委員が自ら若しくは委員が所属する法人等が関わった案件については、当該委員は 審議には加わることができないものとする。(ア)

(部会)

- 第6条 判定委員会に判定部会を置く。
- 2 判定部会は、判定委員会で審議する議案の事前審査を行う。
- 3 判定部会は、委員及び書記で構成する。(イ)

(検査委員会)

- 第7条 判定委員会に検査委員会を置く
- 2 検査委員は、判定部会で事前審査する議案の事前検査を必要に応じて行うほか、判 定部会並びに判定委員会の書記に任じる。(イ)
- 3 検査委員会は、検査委員長及び検査委員若干名で構成する。
- 4 検査委員は、建築物耐震診断実務経験者の内から理事長が委嘱する。
- 5 検査委員長は、理事長が指名する。
- 6 検査委員は、非常勤とする。
- 7 検査委員の任期は3年とする。ただし、検査委員が退任した場合における後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- 8 第1項にかかわらず、第8条の業務委託を行う場合は検査委員会を置かないことが できる。

(事前検査の業務委託)

第8条 前条の検査委員会の業務は、理事長が次の各号に適合すると認めた者に業務委託することにより実施することができる。

- (1) 建築物耐震診断等の学識経験者又は実務経験者で判定に関する実務の経験が2 年以上ある者を検査委員として採用できること
- (2) 第1号の検査委員の数は若干名とし、その内1名を検査委員長とすること(イ)
- (3) 当財団の検査委員会における守秘義務と同等以上に守秘義務が徹底できること
- (4) 第1号の検査委員は、当財団検査委員と同等以上の資質を備え、耐震診断等実務 の研鑚に努めているものであること

(意見の聴取等)

第9条 委員会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は理事長が定める。

附則

- この規則は、平成22年7月1日から施行する。
- この規則は、平成25年10月1日から施行する。(ア)
- この規則は、平成28年3月7日から施行する。(イ)